

## 別府市竹産業販路拡大及び 開拓支援事業補助金

伝統的工芸品「別府竹細工」の振興を図るため、市内で生産する竹製品の販路の拡大及び開拓のための事業を実施する小規模事業者に対し、必要な経費の一部を補助します。

### 対象者・条件

- ・竹産業(製竹業、製造業、卸売業、小売業など竹に関するもの)及びつげ工芸に携わり、市内に主たる事業所を有する小規模事業者。個人の場合は、住所地についても市内に有すること
- ・令和4年4月1日以降新たに取り組む事業で、令和4年度中に事業及び支払が完了すること
- ・市税を完納していること

※小規模事業者とは、常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする場合は5人)以下の会社及び個人

- ### 対象事業
- ①製品販路拡大などのために、国内または国外の展示会、小売店などにおいて、出店や宣伝をする事業
  - ②製品販路拡大などのために、インターネットを活用する事業

**補助金額** 補助対象経費の3分の2以内(千円未満切捨て)  
上限10～30万(事業内容により上限額が異なる)

※予算額に達し次第、受付を終了します。

※詳細は市ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせを。

📞 産業政策課 ☎ 21-1132

## サテライトオフィス等整備 促進事業費補助金

別府市内にサテライトオフィスなどを整備するために必要な設備改修等費用の一部を補助します。

### 対象者・条件

- ・都市部から別府市内へ進出する企業等向けのサテライトオフィスなどを整備する法人
- ・市税を完納していること
- ・国、県、別府市などから同様の事由による補助金などを受けていないこと
- ・令和5年2月末までに工事及び支払が完了すること

**補助対象経費** 既存施設の除去及び解体費、建物及びその附属設備の取得費、工事請負費、委託料、インターネットセキュリティ関連機器の整備費、備品(空調、照明設備、複合機、デスク、椅子、パーテーション、キャビネットなど)の購入費、その他市長が必要と認める経費

**補助金額** 補助対象経費の3分の2以内  
(1,000円未満切捨て) ※上限1,000万円

※審査のうえ、補助対象者及び補助金額を決定します。

**募集期間** 5月9日(月)～7月29日(金)

※申請を希望する人は、事前に下記へご相談ください。  
詳細は市ホームページへ。

📞 産業政策課 ☎ 21-1132

## 全国瞬時警報システムの一斉情報伝達試験実施

**日時** 5月18日(水) 11時～ **場所** 市内11か所のサイレンスピーカー  
※放送内容が不明の場合は、テレホンサービス ☎ 0180-999-273まで。

📞 防災危機管理課 ☎ 21-2255



試験放送ですので  
お間違いのないよう  
お願いします。

## マイナンバーカード・マイナポイントの申請サポート

市役所1階で申請サポート窓口を開設しています。

**時間外窓口【夜間】** 19時まで  
5月11日(水)、24日(火)

**【休日】** 9時～12時 5月14日(土)

### 出張窓口

4月30日(土)、5月1日(日)・21日(土)・22日(日) 10時～18時 ゆめタウン別府

5月7日(土)・8日(日) 9時～18時 マックスバリュ別府店

5月11日(水) 9時～15時 別府浜脇郵便局 / 南部出張所

5月18日(水) 9時～15時 朝日大平山地区公民館(朝日出張所)

5月25日(水) 9時～15時 別府上人郵便局 / 北部コミュニティセンターあすなる館

### 手続に必要な持ち物

《マイナンバーカードの申請》 **写真撮影無料!**

- QRコード付き交付申請書または通知カード
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

《マイナポイントの申請》

- マイナンバーカード
- カード取得時に設定した4桁のパスワード
- キャッシュレス決済で使用するカードや、アプリが入ったスマートフォン



最新情報

《マイナンバーカードの健康保険証利用申請》

- マイナンバーカード
- カード取得時に設定した4桁のパスワード

📞 申請サポートに関すること  
情報政策課 申請支援コーナー  
☎ 75-8521  
(平日9時～17時)



## 軽自動車税・自動車税 納期限は5月31日(火)

軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)とも、4月1日現在の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。

※スマートフォンアプリ(PayPay、LINE Payなど)で軽自動車税を納付する場合、領収書は発行されません。車検のため納税証明書が必要な場合は金融機関やコンビニエンスストアでお支払いください。

### ■納税通知書の発送予定日

市税 軽自動車(種別割) 4月28日(木)

県税 自動車税(種別割) 4月28日(木)

◎軽自動車税(種別割)について

市民税課 ☎(21)11119  
◎自動車税(種別割)について  
大分県別府県税事務所  
☎(67)82211

### 軽自動車税(種別割)の 減免は5月31日(火)まで

次の①～③のいずれかに該当する場合、減免が受け

られます。

①身体障害者手帳などをお持ちの人で、一定の要件を満たす場合(詳細はお問い合わせください)

②車いす移動車など特別仕様である車両及び専ら身体などに障がいのある人が運転するために、運転・制御装置などが特別仕様である車両の場合

③社会福祉法人等が所有する車両で、当該法人等がその活動に直接専用する場合

申請に必要なもの(①の場合)  
納税通知書、身体障害者手帳など、運転する人の運転免許証

※減免は1人につき普通車または軽自動車(原付を含む)のいずれか1台です。

※障がいのある人のみの世帯の人のために、常時介護する人が運転する場合は、障害福祉課が交付する証明書が必要です。

◎軽自動車税(種別割)(市税)減免申請期間

5月2日(月)～31日(火)  
(土日祝日を除く)

※期間内に申請がない場合

は減免できません。

◎市民税課  
☎(21)11119

◎自動車税(種別割)【県税】  
減免申請随時受付

◎大分県別府県税事務所  
☎(67)82211

### 固定資産税・都市計画税 納税通知書・課税 明細書等の発送

固定資産税・都市計画税は1月1日現在の所有者に課税されます。納税通知書が届かない人、課税明細書の内容に疑問のある人は、お早めにお問い合わせください。

納税通知書の発送日  
4月28日(木)  
納期限

1期	令和4年5月31日(火)
2期	令和4年8月1日(月)
3期	令和5年1月4日(水)
4期	令和5年2月28日(火)

※全期分(一括)の納付の場合、期別(1～4期)の納付書をまとめてご使用ください。

納付場所 納税通知書に記載している各金融機関、

コンビニエンスストア

※スマートフォンアプリ(PayPay、LINE Payなど)でも納付できます。

※土地の利用状況の変更や家屋の新增築・取壊し、住所変更などがある場合は、ご連絡ください。

◎資産税課  
☎(21)11200

### 便利で安心! 口座振替制度

この制度を利用すると、納め忘れがなく便利です。納税通知書と預金通帳、通帳印をお持ちのうえ、預金口座のある金融機関・郵便局・ゆうちょ銀行で手続きしてください。

◎市民税課  
☎(21)11119  
◎資産税課  
☎(21)11200

### 軽自動車税(種別割)の口座振替

■新規の申込み

振替をご希望の人は納税通知書と預金通帳、通帳印

をお持ちのうえ、預金口座のある金融機関・郵便局・ゆうちょ銀行で手続きしてください。

※申込時期によっては、翌年度からの振替となる場合があります。

■複数台所有している人  
所有する全ての軽自動車

の税が口座振替されます。一部の軽自動車だけの指定はできません。口座振替申込み後、新たに取得した軽自動車も対象となりますのでご注意ください。

■口座振替後の車検用の納税証明

5月31日(火)の振替終了後、6月中旬に車検用の納税証明書を発送しますので、大切に保管してください。

■口座振替直後に車検があるとき

車検用の納税証明書が送付される前に必要な場合は、口座振替を記載した通帳と車検証をお持ちになり、市民税課または各出張所で車検用の納税証明書を請求してください。

◎市民税課  
☎(21)11119

## 第25回別府市都市計画審議会の開催

日時 5月23日(月) 14時～  
場所 市役所1階

レセプションホール  
議事室 公園の変更ほか

※傍聴を希望する人は当日13時30分前から、会場前で先着順に受付を行います。傍聴者が多数の場合には制限を行うことがあります。

※マスク着用。

体調不良の人は傍聴をお控えください。

問 都市計画課

☎(21)1471



▶ホームページ

## 就業構造基本調査調査員募集

日本の就業構造の実態を明らかにするため、総務省統計局が実施する、5年に一度の国の重要な統計調査「就業構造基本調査」における調査員を募集します。

内容 調査説明会への参加、対象地区の調査票配布、回収、検査など  
期間 令和4年8月下旬～

10月下旬(予定)

対象 20歳以上で、調査の趣旨を理解し、責任を持って調査の事務を遂行できる人

※報酬あり。詳細は左記へ。

問 政策企画課統計分室

☎(21)1254

## 祝日のごみ収集

5月3日(火)祝・4日(水)祝・5日(木)祝は対象地区のごみの収集を行います。

8時30分までに決められた場所にお出しください。収集日はごみカレンダーにも掲載していますので、必ずご確認のうえ、お出しください。

※「もやさないごみ」・「缶びん、ペットボトル」の収集は行いません。

問 生活環境課清掃事務所

☎(66)5353

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「日中、仕事で納付に行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設し

ます。保険税・保険料の納付や納付相談、加入や脱退の手続にご利用ください。電話での相談なども受け付けてます。

日時 5月13日(金)、24日(火)

17時30分～20時

問 保険年金課

☎(21)1148

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

令和4年度の保険税及び保険料(令和5年3月31日までに納期限が到来するもの)と令和3年度相当分の保険税及び保険料で、令和3年度末に資格を取得したことなどにより令和4年4月以後に納期限が到来するものについて、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した人などを対象とした減免制度があります。

国民健康保険税については、市ホームページをご覧になるか、6月に発送する納税通知書のチラシをご確認ください。後期高齢者医療保険料については、7月に発送する保険証のチラシ

をご確認ください。

お問い合わせは、納税通知書または納入通知書がお手元に届いてからお願います。

問 保険年金課

☎(21)1148

## 空き家バンクに登録しませんか

空き家バンク制度は市内の空き家の情報を発信し、別府市への移住や定住を希望する人を応援する取組で

す。別府市に空き家を所有している人で、売却または賃貸を希望している人は、空き家バンクを活用しませんか。

問 産業政策課

☎(21)1114



▲市ホームページ「物件一覧」

## 新図書館等整備事業

### オープンプラットフォーム会議 vol.9 「わたしたちの図書館」開催

別府市新図書館は、設計に着手し、平成28年度から議論を積み上げてきた別府市新図書館の整備計画がいよいよカタチになっていきます。

市民の皆様が考える「新図書館のカタチやあり方」についてご意見をお聞かせください。(グループ形式を予定)

日時 5月20日(金) 19時～21時  
場所 別府市役所1階 レセプションホール  
定員 50人



▲こちら

申込期限 5月18日(水)  
定員になり次第締め切ります。  
申込方法 電話、メールまたは2次元バーコードからお申し込みください。  
(氏名、連絡先をお知らせください。)

問 教育政策課 ☎21-1777  
✉ lib-seibi@city.beppu.lg.jp

# 令和4年第2回 市議会定例会 会期日程

6月3日(金)～17日(金)の15日間を予定しています。

※変更になる場合があります。

☎ 議会事務局

(21) 1547

## 木造住宅の耐震化 補助制度

募集期限 12月23日(金)

※先着順(予算限度に達し次第終了)。

### ◎耐震診断

対象 昭和56年5月31日以前に着工された二階建て以下の木造一戸建住宅  
所有者負担 原則5千500円  
※住宅の規模や条件により追加費用がかかる場合があります。

### ◎耐震改修工事

対象 耐震診断と同様の住宅(右記)で、耐震診断の結果、評点が1.0未満のもの

補助金額 要した費用の3分の2(上限80万円)

※ただし次のいずれかに該当する場合は上限100万円。

- ・床面積の合計が180㎡以上
- ・昭和34年12月31日までに建築されたもの
- ・精密診断で各階の上部構造評点が0.4未満
- ・所有者等が65歳以上で前年の世帯全員の所得総額が350万円未満

### ◎部分耐震改修工事(耐震シールド)

対象 耐震診断と同様の住宅(上記)で、耐震診断の結果、1階の評点が0.7未満のもの

補助金額 要した費用の3分の2(上限30万円)

### ◎耐震アドバイザー派遣(無料)

申請 都市計画課  
☎ (21) 1487

建築士がお宅に訪問し、簡単な診断を行い、相談に応じます。

### ◎申請

大分県建築士事務所  
☎ 097(537)7600

## 普通救命講習

日時 5月8日(日)

9時～12時

場所 消防本部4階会議室

※エレベーターはありません。

内容 心肺そ生法、AED取扱い、止血法など

定員 15人(先着順)

※電話で左記へ申込み。

※当分の間、市内居住または市内勤務の人に限定します。

☎ 消防本部警防課  
(25) 1124

## 子育て家庭を 応援しませんか!

子育ての援助をしてくださる「まかせて会員」を募集しています。

### ■令和4年度第1回まかせて会員養成講習会

日時 (3日間)

①5月25日(水)

9時30分～11時40分

②6月1日(水)

9時30分～11時50分

③6月8日(水)

13時30分～16時30分

※養成講習会の受講とは別にファミリー・サポート・センター事業説明会も必ず受けてください。

場所 ほっぺパーク(荘園)

対象 市内在住の20歳以上の人

申込方法 5月15日(日)までに下記へ。

に下記へ。

☎ ファミリー・サポート・センター(ほっぺパーク内) ☎ (27) 1189

9時～17時30分

(月曜日、祝日の翌日休館)

## 子どもに関する 弁護士専門相談

一人で悩みを抱えずに、ぜひご相談ください。

日時 5月27日(金)

16時～18時

場所 光の園子ども家庭支援センター内(荘園)

内容 子どもや子育て環境に関する悩みを、法律や人権の観点から弁護士に相談できます。

※1人30分程度。要予約。電話で左記へ申込み。

☎ 別府市子ども家庭総合支援拠点(光の園) ☎ 080(3371)0874

## 上水道区域外の 民営水道施設整備事業

別府市上水道給水地域外に居住する住民の生活用水を確保するために必要な施設の整備などに要する経費

を一部補助します。  
補助対象者・条件

給水区域外の区域に居住する人で、単独または共同で給水施設を利用する人  
補助率・補助限度額

	給水施設 使用世帯数	補助率	補助限度額	対象事業費
新設改良修繕	3世帯以上	1/2	300万円	30万円以上
	2世帯以下	1/2	100万円	10万円以上
災害復旧		1/3	400万円	

※申請を検討する人は、事前にご相談ください。

また、補助対象経費などの詳細は市ホームページをご覧ください。

☎ 生活環境課  
(21) 1134

# 市営住宅入居者募集

別府市住宅管理センター  
 電話 (21) 2200

## 申込期間

5月2日(月)～13日(金)  
 抽選日 5月21日(土)

## ◆一般公営住宅(28戸)

### 申込資格 次の条件を全て満たしていること。

- ①住宅に困窮している(公営住宅の契約者、持ち家がある人は申込不可)
- ②同居する親族がいる(単身者用住宅を除く)
- ③市税を完納している
- ④入居申込者全員が暴力団員でない
- ⑤世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が

15万8千円以下  
 ※条件により、所得の上限が緩和されることがあります。

15万8千円を超え  
 48万7千円以下

単身で申し込む場合  
 上記①③④⑤の申込資格に加え、次のいずれかに該当すること

◆若年夫婦・若年単身者用住宅(1戸)  
 申込資格 一般公営住宅の申込資格①③④に加え次の条件を全て満たすこと。

- ⑥入居日時点で満60歳以上であること
- ⑦身体障がい者(身体障害者手帳1級～4級)
- ⑧精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級～3級)
- ⑨知的障がい者(療育手帳A1～B2)
- ⑩生活保護受給者など

◆特定公共賃貸住宅(1戸)  
 申込資格 一般公営住宅の申込資格①③④に加え次の条件を全て満たすこと。

◆申込上の注意事項  
 ①婚姻中の夫婦の一方のみ(夫婦別居中、単身赴任等)での申込みはできません。ただし、婚約済みで当選後、指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合のみ申込みができます。

②当選後、入居資格の再審査を行います。この時申込資格に合致しない場合は、入居できません。

③市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。当選前の内見はできません。

④市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持ち込みは禁止です。

空室情報テレフォンサービス  
 ☎(27)0839(24時間案内)  
 大分県住宅供給公社ウェブサイト  
 (www.oita-jtk.jp)  
 「大分県住宅供給公社」↓  
 「市営住宅」↓「別府市営住宅」  
 各出張所窓口 間取りのみ閲覧できます。

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準
光の園	1	B	3	単身者・家族
	1	D	3	
鶴見	1	H	5	
竹の内	1	D	3	
向原	1	A	2	
	1		3	
	1		4	
宮園	1	A	1	
	1		3	
	1		4	
	1		B	
上野口	1	A	4	
古賀口	1	C	3	
扇山	1	C	3	
西別府	1	B	5	
石垣原	1	A	3	
	1	B	簡二	
北中	1	A	4	
	1	B	4	
緑ヶ丘	1	B	3	
新別府	1	B	2	
扇山	1	D	1	
野口原	1	B	3	
石田	1	A	4	
小倉	1	A	1	
浜脇高層	1	—	8	
	1	—	9	
浜脇再開発	1	—	3	
真光寺(特公賃)	1	—	6	
松原(特公賃)	1	—	4	

市営住宅の申込みには、来たる人の本人確認と、申込者(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要となります。[通知カード]が「マイナンバーカード」と本人確認書類を忘れずにお持ちください。

## 消費生活相談

消費生活に関するトラブルや契約・解約などの相談を受けています。

日時 毎週月～金曜日  
 9時～16時30分

※祝日は除く。  
 相談員

消費生活専門相談員  
 場所・☎ 別府市消費生活

センター(市役所4階産業政策課内) ☎(21)1881

## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」

民生委員・児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の身近な相談・支援者として地域福祉の推進に努めるボランティアです。また、各小学校区に1～2人の児童福祉に関することを専門に扱う主任児童委員がいます。

**民生委員・児童委員の役割**  
・福祉サービスの利用が必要な人に福祉情報をお知らせします。

・その場で解決できない問題の場合、専門機関を紹介して解決のお手伝いをします。  
・誰もが安心して生活できるように、皆さんの声を行政や関係機関に届けます。

※福祉に関する相談がありましたら、あなたの町の民生委員・児童委員にお声掛けを。

問 高齢者福祉課  
☎(21)10003

## じんけんふれあい教室

日時 5月17日(火) 10時～12時  
内容 ハンカチでできる巾着作り

持ち物 同じ大きさのハンカチ2枚、裁縫セット及びハサミ 費用 100円

講師 ものづくり同好会  
場所・申問 人権啓発センター  
(石垣東10丁目) ☎(23)6163

## 人権・行政困りごと相談所

日時 6月1日(水) 10時～15時  
場所 市役所1階  
内容 差別やハラスメント

トを受けたなどの人権問題・行政の手続、サービスについての困りごと

相談員 人権養護委員  
行政相談委員  
☎097(532)3161

相談専用電話  
みんなの人権110番  
☎0570(003)110

子どもの人権110番  
☎0120(007)110  
女性の人権ホットライン  
☎0570(070)810

## 債務者相談会 (要予約)

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの人はご相談ください。

日時 5月12日(木) 13時30分～16時30分  
場所 市役所4階 4F-2会議室

定員 6人(先着順)  
申問 ※電話で左記へ申込み。  
産業政策課 ☎(21)1881

## 農地農業相談

日時 5月19日(木) 13時30分～15時30分  
場所 市役所4階 農業委員会室

内容 農地、農業に関する相談など  
相談員 農業委員、農地利

用最適化推進委員  
申問 ※予約は5月11日(水)までに電話で左記へ申込み。  
農業委員会事務局 ☎(21)1178

## わたしたちのねがい

### 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

次の時代の社会を担う子どもたちが、いじめ・虐待・体罰の犠牲となるなど、子どもたちの「人権」が守られていない実情があります。特に、保護者による子どもへの虐待(児童虐待)が大きな社会問題になっています。

虐待は、子どもの心身に重大かつ深刻な影響を及ぼします。「しつけ」と称した児童虐待が行われた結果、子どもが死に至った重大なケースも発生しました。

「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」これは「児童虐待の防止等に関する法律」第3条の全文です。

児童虐待は、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト(育児放棄)・心理的虐待の4つに類別されていますが、被害者(虐待を受ける子ども)・加害者(虐待する保護者)のそれぞれに、次のような特徴的な行動やサインが現れます。

【子ども】不自然なアザややけどの痕、いつも汚れた衣服を着用している、表情が乏しい、家に帰りがたらない、保護者を避けるなど  
【保護者】たたく、「しつけ」と称して人前で子どもを激しく叱る、家の内外が散らかっている、周囲と交流がなく孤立している、子どもを置いて外出しているなど

児童虐待を防ぐためには、周囲の人がこのような行動、サイン、異変や違和感に気付いたうえで迅速に対応することが大切です。子どもたちが安心して成長していけるよう、地域全体で子どもたちを見守り、育てていきましょう。

虐待かもと思ったら、下記の通告・相談先へ迷わず連絡してください。

### 【私たちができること(通告)】

「児童虐待の防止等に関する法律」第6条に、虐待を受けたと思われる児童を見つけた場合は、速やかに市区町村、都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所などに(児童委員を介してもよい)通告しなければならないと定めています。

■児童虐待の通告は国民の義務です。  
※通告義務は守秘義務より優先されます。

■「虐待されている」という確証がなくても通告しましょう。もし虐待の事実がなかったとしても、責任を問われることはありません。

■通告した人の秘密は守られます。  
■結果的に、虐待をしている人を救うことにもつながります。

通告・相談先 別府市子育て支援相談室 ☎21-1239  
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 (いちばやく)  
子どもの人権110番 ☎0120-007-110

5月の無料人権相談 お気軽にご相談ください。

日時 11日(水) 10時～12時、13時～15時

場所 市役所4階 4F-1会議室(予約優先)

相談員 人権擁護委員

問 共生社会実現・部落差別解消推進課 ☎21-1291